



滋 基 第 3 号

平成 26 年 (2014 年) 10 月 6 日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県基本構想審議会

会長

佐和 隆光

滋賀県基本構想の策定について（答申）

平成 26 年 8 月 22 日滋企調第 290 号で諮問がありました滋賀県基本構想については、当審議会で慎重に審議を重ね、別添のとおり滋賀県基本構想案を取りまとめましたので答申します。

なお、当構想の策定および着実な推進に当たっては、下記事項に配慮するよう要望します。

記

- 1 県民の参画や多様な主体との対話・共感・協働の推進、市町との連携の強化、部局間連携による総合行政の推進など、県民目線からの効果的な施策の展開に努めること。
- 2 重点政策について実施計画を定めるとともに、「夢・希望に満ちた豊かさ実感・滋賀」の実現を目指す観点からの的確な進行管理に努めること。
- 3 今後の社会経済情勢の変化や地域の実情に応じ、適宜必要な措置を講じること。